

宇陀市監査委員告示第1号

平成29年度第1回定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年2月5日

宇陀市監査委員 籠谷 順 司

宇陀市監査委員 八木 勝 光

1 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

下記の監査対象部局において、主として平成29年4月1日から9月30日までに執行された事務について監査を行った。

- (1) 議会事務局
- (2) 総務部 秘書広報情報課、人事課、総務課、危機管理課及び管財課
- (3) 市民環境部 市民課、保険年金課、人権推進課及び環境対策課
- (4) 大宇陀地域事務所地域市民課、菟田野地域事務所地域市民課及び室生地域事務所地域市民課
- (5) 選挙管理委員会事務局
- (6) 監査委員事務局
- (7) 公平委員会事務局
- (8) 固定資産評価審査委員会事務局

3 監査の期間及び対象

実施年月日	監査実施部署
平成29年11月8日（水）	市民環境部保険年金課、総務部秘書広報情報課自主放送室
平成29年11月10日（金）	大宇陀地域事務所地域市民課、菟田野地域事務所地域市民課
平成29年11月13日（月）	総務部管財課、総務部秘書広報情報課
平成29年11月14日（火）	市民環境部環境対策課、総務部危機管理課

4 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行及び財産（物品を含む。）の管理等が法令等に基づき適正に行われているかどうか、効率性・有効性の観点から適切に行われているかどうか、法令等に基づき実施される減免の取扱いについて適正に実施されているかどうかをあらかじめ提出を求めた資料及び関係書類に基づき調査を行うとともに、必要に応じて関係職員に対する事情聴取等を行い実施した。

なお、主な監査項目は次のとおりである。

- (1) 収入に関する事務

- (2) 支出に関する事務
- (3) 減免の取扱いに関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務
- (6) その他の事務

5 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、一部において改善を要する事例及び事務の効率性や有効性に疑問のある事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。また、契約書等において一部記入漏れ等が見受けられた。監査時において口頭で指摘を行っているため、記載は省略するものの、契約書等の作成にあたっては十分に注意されたい。

また、今回の定期監査において備品の管理状況についても監査を実施した。備品管理については、備品管理システムを導入し、財務会計システムと連動した取扱いを行っているため、新たな備品の登録については実施されているものの、所管替え又は処分を行った備品登録の移動又は廃止について、手続きを怠っている部署が多く見受けられた。これは今回監査を実施した部署だけの問題ではなく、全庁にわたり適切に備品管理が行われていないと推測される。備品の管理については公金同様、適切に管理されたい。

あわせて、各部署における減免等の取扱状況について監査を実施した。減免については、法令等の規定どおりにおおむね適正に運用されているものと認められた。減免の運用によっては、生活に大きく影響を及ぼす等市民生活に直結し、また市の財政負担に影響を及ぼすことも予想される。今後も法令等の規定に則り、適切かつ厳格に運用されたい。

なお、指摘事項及び意見については次のとおりである。改善等の措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

(1) 契約に関する事務

ア 随意契約理由の明示について（危機管理課、保険年金課）

随意契約にて契約を行う際、随意契約を妥当とする理由の記載が明記されていない契約が一部に見受けられた。

今後、契約の際は、随意契約となった理由を明記されたい。

イ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約について（環境対策課）

墓参り臨時送迎バスの運行を委託するため、地方自治法施

行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号を根拠に随意契約を締結している事例が見受けられた。

この場合、宇陀市契約規則（平成18年宇陀市規則第44号）第18条第2項の規定により、2人以上の者から見積書を徴収する必要があるが、見積書の徴収が確認できなかった。

契約規則に基づく事務となるよう改善されたい。

ウ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約について（環境対策課）

赤人霊苑の草刈業務を委託するため、公益社団法人宇陀市シルバー人材センターと、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を根拠に随意契約を締結している事例が見受けられた。

この場合、宇陀市契約規則第18条の2第1項第1号の規定により、あらかじめ契約の発注見通しを公表する必要があるが、事前公表を行うことなく随意契約を締結していることが確認できた。

契約規則に基づく事務となるよう改善されたい。

エ フリクションボールペンの使用について（秘書広報情報課、危機管理課）

契約書類や見積書、支出負担行為伺書等を作成する際、フリクションボールペン（消えるボールペン）で記入されている部分が見受けられた。

フリクションボールペンで作成された文書は、訂正の痕跡が残らないために容易に改ざんされるおそれがあるほか、室温などで保管している環境の変化によっては、退色する可能性もある。

公文書への使用については、全部署において禁止するなど対応を徹底されたい。

(2) その他の事務

ア 備品の管理について（秘書広報情報課、管財課、大宇陀地域事務所及び菟田野地域事務所）

備品管理の状況を把握するため、備品台帳の提出を求めたところ、廃棄した備品が備品台帳に計上されていた事例や現有備品のチェックが行われていない部署が見受けられた。

備品については、公金で購入しており、その管理については、公金同様、厳格に管理する必要があると考える。

備品の管理について、適切に実施されたい。